

令和4年度 消費生活地域講座事業委託仕様書

山梨県が実施する令和4年度消費生活地域講座事業の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

県民の消費者被害の未然防止や食の安全・安心の確保にむけた情報提供及び普及啓発の充実を図るため、県内の消費者団体等による消費生活地域講座の企画を募り、優良な提案のあった消費者団体等に当該地域講座の実施を委託することにより、消費者団体等が持つネットワークを活用しながら効果的な啓発活動の展開を図る。

2 事業実施期間

契約締結日から令和5年2月末日まで

3 委託事業の内容

事業者が実施する事業は、次のとおりとする。

(1) 「消費生活地域講座」のテーマ

- ①悪質商法の手口やこれらへの対処方法等に関する講座
- ②複雑・多様化する金融商品の知識に関する講座
- ③食の安全・安心に関する講座
- ④成年年齢引き下げに対応した消費者教育に関する講座
- ⑤中高生への金融教育に関する講座
- ⑥その他消費者教育及び消費者啓発に関する講座

以上の①～⑥のテーマの中から選択すること。ただし、⑤については県が指定する学校での開講を必須とする。

(2) 講師

金融広報アドバイザーを講師とした金融講座を、実施回数の半分以上設けること。ただし、⑤については必ず金融広報アドバイザーを講師とすること。

(3) 実施地域

山梨県内

ただし、全講座を通して、以下6地域のうち2地域以上で実施すること。

峡北地域：北杜市、韮崎市

峡中地域：甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町

峡南地域：身延町、市川三郷町、富士川町、南部町、早川町

峡東地域：笛吹市、山梨市、甲州市

東部地域：大月市、上野原市、都留市、道志村、小菅村、丹波山村

富士北麓地域：富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、西桂町

(4) 対象者

小学生、中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者の中から選択すること。

- (5) 実施回数
3回以上
- (6) 参加者
原則県内に居住する者
- (7) 人数
全講座を通して、延べ90人以上の参加者を確保すること。
- (8) 実施体制
事業実施にあたって講師、参加者等の感染症予防対策を徹底すること。

4 委託金について

委託金額は、1団体200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 その他

- ・提出した事業実施計画及び本仕様書に従い実施するものとし、講師の手配、連絡調整、会場の確保、参加者の出欠管理、実施に必要な資料や道具の準備、その他実施に必要な調整を行うこと
- ・参加者からの参加費の徴収は行わないこと
- ・広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民へ情報発信すること
- ・事業実績報告書（様式2）事業実施報告書（別紙1）を令和5年2月末日までに提出すること

6 実施に当たっての注意事項

- (1) 個人情報の保護
業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないように万全の注意を払うものとする。
- (2) 委託料対象経費
講師謝金・旅費・賃金（運営補助）・会場借料・機器借料・資料印刷費・啓発資材作成・レンタル費・普及宣伝費・役員費・通信運搬費・消耗品費等
- (3) 本事業の遂行に当たっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (4) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県と協議の上、決定する。
- (5) 仕様書に記載の無い事項について必要が生じた場合は、県と協議の上、決定する。